

加古川市立つつじ園

虐待防止・虐待対応マニュアル

加古川市立つつじ園

第1章 虐待の定義、種類等

1 障害者虐待とは

(1) 障害者虐待防止法の成立

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「障害者虐待防止法」といいます）が、平成24年10月1日から施行されました。法第1条では、障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であるため、「障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、障害者の権利利益の擁護に資すること」と、法の目的を定めています。

(2) 「障害者」の定義

障害者虐待防止法では、障害者とは障害者基本法第2条第1号に規定する障害者と定義されています。同号では、障害者とは「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他心身の機能の障害がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」としており、障害者手帳を取得していない場合も含まれる点に留意が必要です。また、ここでいう障害者には18歳未満の者も含まれます。

(3) 「障害者虐待」の定義

障害者虐待防止法では、「養護者」「使用者」「障害者福祉施設従事者等」による虐待を特に「障害者虐待」と定めています（第2条第2項）。「養護者」とは、障害者の身の世話や身体介助、金銭の管理などを行っている障害者の家族、親族、同居人等のことです。「使用者」とは、障害者を雇用する事業主又は事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について事業主のために行為をする者のことです。「障害者福祉施設従事者等」とは、障害者総合支援法等に規定する「障害者福祉施設」又は「障害福祉サービス事業等」（以下、「施設・事業所」といいます）に係る業務に従事する者のことです。具体的には、次の施設・事業が該当します。

2 定義における障害者福祉施設又は障害福祉サービス事業等

(1) 障害者福祉施設

①障害者支援施設

(2) 障害福祉サービス事業等

①障害福祉サービス事業

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者包括支援、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助

②一般相談支援事業及び特定相談支援事業

③移動支援事業

④地域活動支援センターを運営する事業

⑤福祉ホームを運営する事業

⑥厚生労働省令で定める事業

3 障害者福祉施設従事者等による虐待

(1) 障害者虐待の種類

障害者福祉施設従事者等による障害者虐待とは、障害者福祉施設従事者等が行う次のいずれかに該当する行為とされています。

①身体的虐待

A.暴力的行為

【具体的な例】

- ・平手打ちをする。つねる。殴る。蹴る。
- ・ぶつかって転ばせる。
- ・刃物や器物で外傷を与える。
- ・入浴時、熱い湯やシャワーをかけてやけどをさせる。
- ・本人に向けて物を投げつけたりする。 など

B.本人の利益にならない強制による行為、代替方法を検討せずに障害者を乱暴に扱う行為

【具体的な例】

- ・医学的診断や個別支援計画等に位置づけられておらず、身体的苦痛や病状悪化を招く行為を強要する。
- ・介助がしやすいように、職員の都合でベッド等へ抑えつける。
- ・車いすやベッド等から移動させる際に、必要以上に身体を高く持ち上げる。
- ・食事の際に、職員の都合で、本人が拒否しているのに口に入れて食べさ

せる、飲み物を飲ませる。 など

C.正当な理由のない身体拘束

【具体的な例】

- ・車いすやベッドなどに縛り付ける
- ・手指の機能を制限するためにミトン型の手袋を付ける
- ・行動を制限するために介護衣（つなぎ服）を着せる
- ・職員が自分の身体で利用者を押さえつけて行動を制限する
- ・行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる
- ・自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する

②性的虐待

あらゆる形態の性的な行為又はその強要

【具体的な例】

- ・キス、性器等への接触、性交
- ・性的行為を強要する。
- ・本人の前でわいせつな言葉を発する、又は会話する。性的な話を強要する（無理やり聞かせる、無理やり話させる）。
- ・わいせつな映像や写真をみせる。
- ・本人を裸にする、又はわいせつな行為をさせ、映像や写真に撮る。撮影したものを他人に見せる。
- ・更衣やトイレ等の場面をのぞいたり、映像や画像を撮影する。
- ・排泄や着替えの介助がしやすいという目的で、下（上）半身を裸にしたリ、下着のままに放置する。
- ・人前で排泄をさせたり、おむつ交換をしたりする。またその場面を見せないための配慮をしない。 など

③心理的虐待

A.威嚇的な発言、態度

【具体的な例】

- ・怒鳴る、罵る。
- ・「ここ（施設等）にいられなくなるよ」「追い出す」などと言ひ脅す。
- ・「給料もらえないですよ」「好きなもの買えなくなりますよ」などと威圧的な態度を取る。 など

B.侮辱的な発言、態度

【具体的な例】

- ・排泄の失敗や食べこぼしなどを嘲笑する。
- ・日常的にからかったり、「バカ」「あほ」「死ね」など侮蔑的なことを言う。

- ・排泄介助の際、「臭い」「汚い」などと言う。
- ・子ども扱いするような呼称で呼ぶ。
- ・本人の意思に反して呼び捨て、あだ名などで呼ぶ。など

C.障害者や家族の存在や行為、尊厳を否定、無視するような発言、態度
【具体的な例】

- ・無視する。
- ・「意味もなく呼ばないで」「どうしてこんなことができないの」などと言う。
- ・他の利用者に障害者や家族の悪口等を言いふらす。
- ・話しかけ等を無視する。
- ・障害者の大切にしているものを乱暴に扱う、壊す、捨てる。
- ・したくてもできないことを当てつけにやってみせる（他の利用者にやらせる）。など

D.障害者の意欲や自立心を低下させる行為

【具体的な例】

- ・トイレを使用できるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視しておむつを使う。
- ・自分で食事ができるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視して食事の全介助をする、職員が提供しやすいように食事を混ぜる。
- ・自分で服薬ができるのに、食事に薬を混ぜて提供する。 など

E.交換条件の提示

【具体的な例】

- ・「これができたら外出させてあげる」「買いたいならこれをしてからにしなさい」などの交換条件を提示する。

F.心理的に障害者を不当に孤立させる行為

【具体的な例】

- ・本人の家族に伝えてほしいという訴えを理由なく無視して伝えない。
- ・理由もなく住所録を取り上げるなど、外部との連絡を遮断する。
- ・面会者が訪れても、本人の意思や状態を無視して面会させない。
- ・その利用者以外の利用者だけを集めて物事を決める、行事を行う。など

G.その他著しい心理的外傷を与える言動

【具体的な例】

- ・車いすでの移動介助の際に、速いスピードで走らせ恐怖感を与える。
- ・自分の信仰している宗教に加入するよう強制する。
- ・利用者の顔に落書きをして、それをカメラ等で撮影し他の職員に見せる。
- ・利用者の前で本人の物を投げたり蹴ったりする。

- ・本人の意思に反した異性介助を繰り返す。
- ・浴室脱衣所で、異性の利用者を一緒に着替えさせたりする。 など

④放棄・放置

A.必要とされる支援や介助を怠り、障害者の生活環境・身体や精神状態を悪化させる行為

【具体的な例】

- ・入浴しておらず異臭がする、排泄の介助をしない、髪・ひげ・爪が伸び放題、汚れのひどい服や破れた服を着せている等、日常的に著しく不衛生な状態で生活させる。
- ・褥瘡（床ずれ）ができるなど、体位の調整や栄養管理を怠る。
- ・おむつが汚れている状態を日常的に放置している。
- ・健康状態の悪化をきたすほどに水分や栄養補給を怠る。
- ・健康状態の悪化をきたすような環境（暑すぎる、寒すぎる等）に長時間置かせる。
- ・室内にごみが放置されている、鼠やゴキブリがいるなど劣悪な環境に置かせる。 など

B.障害者の状態に応じた診療や支援を怠ったり、医学的診断を無視した行為

【具体的な例】

- ・医療が必要な状況にも関わらず、受診させない。あるいは救急対応を行わない。
- ・処方通りの服薬をさせない、副作用が生じているのに放置している、処方通りの治療食を食べさせない。
- ・本人の嚥下できない食事を提供する。 など

C.必要な用具の使用を限定し、障害者の要望や行動を制限させる行為

【具体的な例】

- ・移動に車いすが必要であっても使用させない。
- ・必要なめがね、補聴器、補助具等があっても使用させない。 など

D.障害者の権利や尊厳を無視した行為又はその行為の放置

【具体的な例】

- ・他の利用者に暴力を振るう障害者に対して、何ら予防的手立てをしていない。
- ・話しかけ等に対し「ちょっと待って」と言ったまま対応しない。 など

E.その他職務上の義務を著しく怠ること

⑤経済的虐待

本人の同意（表面上は同意しているように見えても、本心からの同意かど

うかを見極める必要がある。以下同様。) なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

【具体的な例】

- ・本人所有の不動産等の財産を本人に無断で売却する。
- ・年金や賃金を管理して渡さない。
- ・年金や預貯金を無断で使用する。
- ・本人の財産を無断で運用する。
- ・事業所、法人に金銭を寄付・贈与するよう強要する。
- ・本人の財産を、本人が知らない又は支払うべきではない支払に充てる。
- ・金銭・財産等の着服・窃盗等（障害者のお金を盗む、無断で使う、処分する、無断流用する、おつりを渡さない。）。
- ・立場を利用して、「お金を貸してほしい」と頼み、借りる。
- ・本人に無断で親族にお金を渡す、貸す。
- ・日常的に使用するお金を不当に制限する、生活に必要なお金を渡さない。など

(2) 施設で起こりやすい虐待

職員が意識していなくても、次のような行為も虐待となります。虐待かどうかは、利用者の視点、利用者自身が苦痛を感じているかどうかで判断はするのではなく、その行為を客観的に見て判断されるべきことです。

- ・どうしても必要な場合を除き、利用者の嫌がることを強要する。
- ・夜間、処遇に手のかかる利用者に必要な量の薬を飲ませて眠らせる。
- ・職員の指示に従わない利用者の食事を取り上げる。
- ・利用者を管理するために、日中、食堂や居間に閉じ込める。
- ・指示に従わない利用者を、長時間、正座・直立させる。
- ・利用者の人格を傷つけるような写真を展示する。

(3) 養護者虐待について

職員は養護者による利用者への虐待もしくは虐待の疑いを発見したとき、障害者福祉施設従事者等による虐待同様、通報する義務があります。

第2章 虐待の未然防止

1 委員会の設置

加古川市立つつじ園は、別紙「虐待防止・苦情解決・身体拘束適正化委員会規程」の定めるところにより、委員会を設置し虐待の未然防止に取り組む。

第3章 虐待時の対応

1 虐待時の対応

加古川市立つつじ園は虐待発生に対し、別紙「加古川市立つつじ園虐待時対応規程」を定めるところにより、早期発見・早期対応に努める。

- 附 則 このマニュアルは平成30年11月1日から施行する。
このマニュアルは令和2年3月1日から施行する。
このマニュアルは令和3年9月1日から施行する。
このマニュアルは令和4年4月1日から施行する。

虐待防止・苦情解決・身体拘束適正化委員会規程

(委員会の設置)

第1条 加古川市立つつじ園が実施している障害福祉サービスにおいて、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「障害者虐待防止法」という。）に基づき、利用者の安全と人権保護の観点から虐待防止・苦情解決・身体拘束適正化委員会（以下「委員会」）を設置する。

(委員会の目的)

第2条 委員会は、利用者の安全と人権保護の観点から、適正な支援が実施され、利用者の自立と社会参加のための支援を妨げることのないよう、定期的に又は適時、委員会を開催し、虐待の防止、苦情の解決、身体拘束等の適正化に努めることを目的とする。

(委員会委員の選出)

第3条 委員は以下のとおりにする。

- 1) 委員長は、園長とする。副委員長は課長（サービス管理責任者）とする。
- 2) 委員長に事故等があり職務を遂行できない場合は、副委員長がその職務を代行する。
- 3) 委員には、各部署の責任者等を加える。
- 4) 委員には、加古川市役所の職員を加える。
- 5) 必要のある場合に法人役員を加えることができる。
- 6) 委員に、利用者・家族の代表を加えることができる。

(委員会の開催)

第4条 委員会の開催を次のとおりとする。

- 1) 委員会は、毎月開催する。
- 2) 会の開催の必要があるときは、委員長が招集し開催する。

(委員会の実施)

第5条 委員会は次のとおり実施する。

- 1) 職員倫理綱領を職員に周知し、行動規範とするよう啓発する。
- 2) 「虐待の分類」について、職員に周知する。
- 3) 虐待を早期に発見するため、「虐待防止チェックリスト」「改善計画チェックリスト」結果による調査を必要あるごとに実施する。
- 4) 上記の実施した調査の結果、虐待につながるおそれがあるとき

は、委員会にて対策を検討する。

- 5) 身体拘束防止の為、「身体拘束等の適正化のための指針」に基づき、必要あるごとに支援の確認を行う。
- 6) 上記の実施した結果、身体拘束のおそれがあるときは、委員会にて対策を検討する。
- 7) 事故やヒヤリハット・苦情の原因が、虐待につながる場合は、委員会において対応する。
- 8) 研修委員会と日程の調整を行い、虐待防止に係る研修を年3回以上行うこととする。
- 9) その他、法令及び制度の変更のあるごとに委員会を開催し、規定等の見直しを行うこととする。

(虐待発生の場合)

第6条 実際に虐待が発生した場合には、「虐待対応規程」に基づき速やかに、市町村障害担当部署に通報しなければならない。また、行った対応等について、記録しておかなければならない。また、記録開示の請求がある場合に備えておかなければならない。

(委員会の責務)

- 第7条
- 1) 委員会は、虐待が起こらないよう事前の措置として、職員の虐待防止意識の向上や知識を周知し、虐待のない施設環境づくりを目指さなければならない。
 - 2) 委員は、日頃より社会福祉法、各種障害福祉法、障害者総合支援法、障害者虐待防止法、児童虐待防止法、高齢者虐待防止法のみならず、国連障害者権利条約、障害者差別解消法の学習及び、障害特性の知識とその支援技術の習得に努めるだけでなく、委員自身の、倫理を含む人格（アテンション）の向上にも努めるものとする。
 - 3) 委員会の委員長・委員は、日頃より利用者の支援の場に虐待及び虐待につながるような支援、また、不適切な支援が行われていないか観察し、必要がある時は、職員に直接改善を求め指導することとする。
 - 4) 委員会は、その他の各委員会とも連携をとり利用者の虐待のおそれのある事案や支援等に問題がある場合は、各委員会と協議し、共同で会議を開催する等、虐待防止の対応・対策及び改善を図るものとする。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項、虐待防止上必要な対応については、委員長が委員にはかり、委員会にて協議し定めるものとする。

附 則 この規程は平成29年4月1日から施行する。
この規程は平成29年11月1日から施行する。
この規程は平成30年4月1日から施行する。
この規程は平成30年11月1日から施行する。
この規程は令和2年3月1日から施行する。
この規程は令和3年9月1日から施行する。
この規程は令和4年4月1日から施行する。

参考 虐待防止・苦情解決・身体拘束廃止委員会 構成

委員長 : 園 長
副委員長 : 課 長 (サービス管理責任者)
委 員 : 参 事
委 員 : 係 長
委 員 : 各サブリーダー
委 員 : 生活支援員
委 員 : 看護師
委 員 : 管理栄養士
委 員 : サービス管理責任者補佐
委 員 : 加古川市福祉部障がい者支援課(第三者)

*その部署およびグループのサブリーダー及び生活支援員が委員会当日出席できない時は代理者を出す事。

「加古川市立つつじ園」虐待時対応規程

（目的）

第1条 加古川市立つつじ園が実施している障害福祉サービスにおいて、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「障害者虐待防止法」という。）に基づき、虐待が発生した場合の対応等について必要な事項を定めることにより、虐待の早期発見・早期対応に努め、利用者の安全と人権保護を図ることを目的とする。

（虐待対応責任者）

第2条

- 1) 虐待に関する責任者として、虐待対応責任者を置く。
- 2) 虐待対応責任者は、園長をもって充てる。

（虐待受付担当者）

第3条

- 1) 利用者、その保護者、関係者等（以下「利用者等」という。）が虐待の報告を行いやすくするため、虐待受付担当者を置く。
- 2) 虐待受付担当者は管理者が任命する。
- 3) 職員は虐待受付担当者が不在であるときは、虐待受付担当者に代わってその職務を行うことができる。

（虐待の通報等）

第4条

- 1) 利用者等は書面もしくは口頭により、虐待受付担当者に対し、虐待を通報することができる。
- 2) 職員は、虐待を発見したときは、直ちに虐待受付担当者に報告しなければならない。
- 3) 職員は、利用者から虐待に関する相談を受けたときは虐待受付担当者に報告しなければならない。

（虐待の受付）

第5条 虐待受付担当者は、前条の通報又は報告を受けたときは、直ちに虐待対応責任者へ報告するものとする。

（虐待への対応）

第6条 1) 虐待対応責任者は、前条の報告を受けたときは、「障害者虐待防

止法第」16条第1項の規定に基づき、市町村障害担当部署に虐待の通報を行う。

- 2) 虐待対応責任者は、虐待内容及び原因を調査し、必要な改善策を検討するものとする。
- 3) 虐待対応責任者は、利用者の保護者、関係者等に対し、虐待が発生した経緯及び改善策について説明するものとする。
- 4) 虐待対応責任者は、第三者委員、理事会に対し、虐待の発生及び対応状況を報告するものとする。

(改善に向けた措置)

- 第7条
- 1) 虐待対応責任者は、虐待の再発防止策を検討するため、必要に応じて利用者等と協議するものとする。
 - 2) 虐待対応責任者は、虐待が発生した経緯及び改善策を記載した改善計画を策定し、利用者等に説明するものとする。
 - 3) 虐待対応責任者は、改善計画の実施状況を記録し、第三者委員、理事会に報告するものとする。

(雑則)

- 第8条 この規定は、加古川市立つつじ園における虐待対応の仕組みを定めるものであって、この規定の定めによらず、職員が直接、市町村障害者虐待防止センターに通報することを妨げるものではない。

- 附 則
- この規定は平成29年4月1日から施行する。
この規定は平成29年11月1日から施行する。
この規定は平成30年4月1日から施行する。
この規定は平成30年11月1日から施行する。
この規定は令和2年3月1日から施行する。

参考 虐待通報フローチャート

